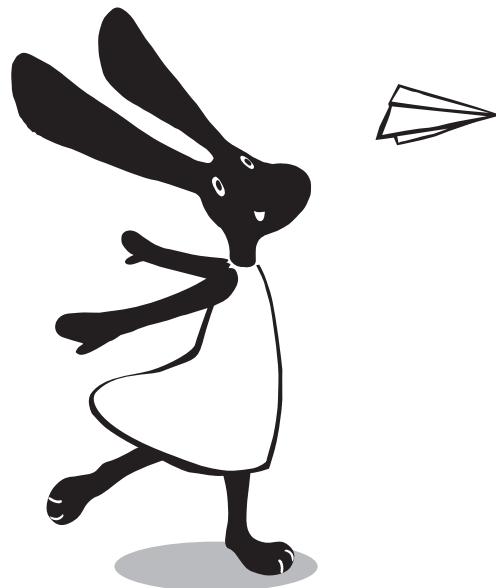


**2023年度版**

# **The Guide of Dormitory Life**

**学寮生活ハンドブック**



Mukogawa Women's University  
Mukogawa Women's University Junior College Division

---

[www.mukogawa-u.ac.jp/~gakusei](http://www.mukogawa-u.ac.jp/~gakusei)



# CONTENTS

---

はじめに .....	2
1 学寮の沿革 .....	3
2 学寮の概要 .....	4
3 武庫川女子大学寮則 .....	5
4 武庫川女子大学寮管理運営細則 .....	8
5 各種願出・届出 .....	12
6 防災について .....	13
7 年間学寮行事予定 .....	14
8 アルバイトについて .....	15
9 学寮所在地 .....	16



## はじめに

本学の寮は教育寮であり、単なる寄宿舎ではありません。

人間としての好ましい関係が養われる所、いわば「もう一つの家庭」(A home away from home)と考えています。

本学の学寮は、寮長夫妻が起居を共にし、温かく家庭的な雰囲気の中、共同生活を通じて人格を磨きつつ、規律正しい生活を送れるようにしています。寮生活は団体生活のため、守らなければならない規則、果たさなければならない役割があります。このような規律正しい生活を送ることは、自己を見つめ直す最も良き機会であり、将来必ず役に立つと思います。

この学寮生活ハンドブックが各寮のしおりとともに楽しく有意義な学寮生活の指針となることを心から願っています。

じゅんせいりょう

## 1 淳正寮

学院創立25周年記念事業の一環として、1964年に浜甲子園キャンパス内に、現代的な施設設備を誇る学寮として建築されました。当初は「淳心寮」と「中正寮」の二つに分かれていきましたが、統合されて「淳正寮」となり、2007年の寮室内の全面リニューアルをもって、現在の姿となりました。淳正とは、素直で正しいという意味で、養ってほしい日本女性の徳性といえるでしょう。

淳正寮



けいせいりょう

## 2 啓成寮

1961年に開設されました。啓とはひらくこと、知識を開発することを意味する言葉であり、「自ら学んで立派な自己を創りあげてもらいたい」という願いが込められています。

2007年に寮室内の全面リニューアルを行いました。

啓成寮



ていわりょう

## 3 貞和寮

1984年、近代的な施設を誇る学寮として開設されました。モデル寮として各種の共用施設を配置し、新しい機器を取り揃えるとともに、すべてにゆったりとした生活空間をとっています。

2019年、新たな寮がスタートしました。一人の時間を大切にしながら集まって住まう。個室とグループリビングで充実した生活を実現します。貞和寮は「わたしとみんなの家」といった夢をかたちにしていきます。

貞和には、「女性としての貞節をわきまえ、集団生活における規律と内面的情操を培う」との願いが込められています。

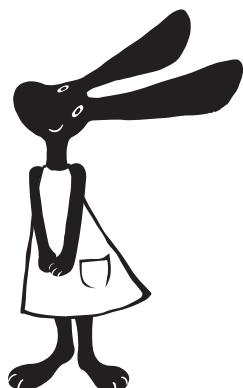
貞和寮



項目 寮名	建物の構造	一室の広さ(㎡)	一室の人数(人)	定員(人)	各室備品
淳正寮	鉄筋4F 洋室	22.0	3	99	机(ライト付)・椅子・クローゼット・ロフトベッド・エアコン・洗面台・食器棚(共用)・WiFi
啓成寮	鉄筋4F 洋室	10.2	1	47	机・椅子・クローゼット・ベッド・エアコン・冷蔵庫・WiFi
貞和寮	鉄筋5F 洋室	8.0	1	101	机・椅子・クローゼット・ベッド・エアコン・ワゴン・タオルスタンド・WiFi

## 共同設備・備品

コインランドリー(洗濯機、乾燥機)、掃除機、アイロン、冷蔵庫、電子レンジ、トースター、電子ピアノ、テレビ、簡易キッチン、風呂、トイレ、エアコンなど



# 3 武庫川女子大学寮則

## 第1章 総 則

### (目的)

第1条 この寮則は、武庫川女子大学学則第68条及び武庫川女子大学短期大学部学則第60条に基づき、武庫川女子大学及び同短期大学部における寮（以下「学寮」という）の管理・運営について必要な事項を定めることを目的とする。

### (基本方針)

第2条 学寮は本学院の教育方針に従い、寮生の共同生活を通じ、女性として高い知性と高雅な徳性を磨くために設けられた教育施設とする。

2 学寮及びその附属施設・設備は、学寮本来の目的以外に使用することはできない。

### (交換留学生)

第3条 交換留学生の寮生活に関しては、この寮則に定めるほか必要な事項は、別に定める。

## 第2章 管理・運営

### (管理・運営)

第4条 学生部長が寮監として全寮を統括する。

2 学寮に寮長・副寮長をおき学寮の管理・運営にあたる。

3 寮長・副寮長は、寮監を補佐し、寮務、学寮の事務、寮生の生活の相談・助言・指導に携わる。

第4条の2 前条各項に掲げる担当者が欠けたときは学生部長が指名する者がその業務を行うものとする。

### (学寮会議)

第5条 学寮の管理・運営並びに諸行事の計画、入退寮等について協議するために学寮会議をおく。

2 学寮会議の構成及び運営については、別に定める。

## 第3章 入寮・退寮

### (入寮)

第6条 入寮を希望する者は、原則として下記の条件を満たしている者とする。

- (1) 健康で集団生活が可能な者
- (2) 1年以上は在寮できる者

### (退寮)

第7条 寮監は、次のいずれかに該当するときは、学寮会議に諮って退寮を命ずるものとする。

- (1) 納入期限から2ヶ月を過ぎても寮費、その他所定の経費を納めなかつたとき
- (2) 風紀を乱す行為のあったとき
- (3) 共同生活の秩序を著しく乱す行為のあったとき
- (4) 疾病その他により保健衛生上共同生活に適さないと認めるとき
- (5) 退学（除籍を含む）又は停学を命ぜられたとき
- (6) その他学寮の管理運営上著しく支障をきたす行為のあったとき

## 第4章 審経費

### (審経費)

第8条 審生は在寮期間中、寮費及びその他の諸経費を期限内に納入しなければならない。

2 審費及びその他の諸経費については、別に定める。

## 第5章 在寮・休寮期間

### (在寮期間)

第9条 淳正寮の在寮期間は、本学在籍中とする。

2 啓成寮・貞和寮の在寮期間は2年次までとする。

### (休寮期間)

第10条 学寮の休寮期間は、原則として次のとおりとする。

- (1) 12月29日から1月3日
  - (2) 3月29日から3月31日
  - (3) その他、メンテナンス、改修工事、感染症の流行で閉鎖が必要となった場合
- 2 上記期間に関して寮経費の返還は行わないものとする。

## 第6章 審則の改廃

### (審則の改廃)

第11条 この審則の変更は、学寮会議の議を経ておこなう。

## 第7章 補 則

### (補則)

第12条 この審則に定めのない事項については、別に定める。

#### 附則

この審則は昭和35年9月1日から施行する。

#### 附則

この審則は昭和56年1月8日から施行する。

#### 附則

この審則は昭和58年4月1日から施行する。

#### 附則

この審則は平成元年4月1日から施行する。

#### 附則

この審則は平成3年4月1日から改正施行する。

#### 附則

この審則は平成13年4月1日から施行する。

#### 附則

この審則は平成16年4月1日から改正施行する。

#### 附則

この審則は平成27年4月1日から改正施行する。

#### 附則

この寮則は平成30年4月1日から改正施行する。

附則

この寮則は平成31年4月1日から改正施行する。

ただし、第10条の規定に関わらず堅忍寮の閉寮期間については原則として次のとおり取り扱うものとする。

- (1) 夏季は夏季休業期間とする。
- (2) 冬季は冬季休業期間とする。
- (3) 春季は特別学期終了日の翌日から翌年度入学式前日の前々日までとする。

2 寮生は原則として閉寮期間中、授業の延長である集中講義、実験、実習、就職活動及び学友会活動の理由に限り、学院が指定する施設（有料）に残留することができる。

附則

この寮則は令和2年4月1日から改正施行する。

令和2年3月末の堅忍寮の廃寮に伴い、堅忍寮の閉寮期間については取りやめることとする。

2 第9条の規定に関わらず、令和元年度までに入寮した啓成寮生及び貞和寮生の在寮期間は、本学在籍中とする。

この細則は、武庫川女子大学寮則に基づき定めるものである。

## 1 生活指標

- (1) 寮則を守り、風紀を厳正にする。
- (2) 礼儀を重んじ、やさしく人に接する。
- (3) 互いに親しくし、協力する。
- (4) 常に清掃整頓をはかる。
- (5) 常に上品な言葉を心がける。

## 2 寮内組織

(寮生委員)

- (1) 各寮にRA（レジデント・アシスタント）をおく他、運営上必要なフロアリーダー又はグループリーダーをおく。
- (2) RA（レジデント・アシスタント）の任務  
RAは、寮監の指導のもとに寮生をまとめ、寮生活全般の運営にあたる。
- (3) フロアリーダー又はグループリーダーの任務  
フロアリーダー又はグループリーダーは、RAの指示のもと、各々の任務を分担する。
- (4) RA・フロアリーダー／グループリーダーの任期  
委員の任期は、半年又は一年とし、再任を妨げない。

## 3 施設設備の安全

- (1) 寮生は、居室・共同設備・その他備品などを常に良好な状態で保全するよう努めなければならない。
- (2) 施設設備又は備品等を破損・紛失した場合は、直ちに寮長・副寮長に届け出ること。  
(場合により「始末書」の提出、及び紛失にかかる弁償を負担しなければならないことがある。)

## 4 防火管理

- (1) 各寮の防火責任者には各寮長がこれに当たる。
- (2) 防火管理・災害防止については「消防計画」により積極的に協力すること。
- (3) 多数の寮生が共同生活している寮内では、一人の不注意により大火災を起こすことがあるので、各自特に火気には細心の注意を払うこと。
- (4) 寮室内においては、アイロン・電熱器等の使用を禁止する。
- (5) 夜11時以降は、特別な事情がない限りアイロン・電熱器・ガスの使用を禁止する。
- (6) 冬季に電気コタツを使用する寮においては、就寝前及び外出時危険のないことを確認しておく。
- (7) 各寮で自衛消防隊を組織し、毎年4月と10月に防火訓練を行い、火災予防に関する心得や知識の徹底を図る。

火災、自然災害その他事故発生の際は、沈着に臨機の処置をとるとともに、直ちに寮監に報告し、その指示を受ける。なお、大学関係者からの指示が受けられない場合にあっては、防災訓練での経験をもとに自らの身を守ることに最善をつくす。

## 5 日常規律

(日課)

平日の日課は次のとおりとする。大学及び学寮の特別行事に関する日程は、別に定める。

7 : 00	起床・清掃・洗面
7 : 00	朝食
17 : 00～22 : 00	入浴
17 : 30～22 : 30	夕食
22 : 30	門限・点呼
23 : 00	消灯・就寝

上記を基準とするが、細部については各寮で定める。

(点呼)

点呼の際は挨拶にふさわしい服装で出席する。

寮長から注意事項又は、寮生間で連絡事項があれば伝達する。

(当番)

寮生は、輪番制により各寮で定める各種当番をしなければならない。

## 6 生 活

(帰省・外泊・外出)

- (1) 父母等宅に宿泊することを帰省、父母等宅以外に宿泊することを外泊とよぶ。
- (2) 外泊先は身上調査書に登録済みの親戚・友人宅とする。外泊は月2回までとし、帰省は含めない。ただし、休暇中はこの限りではない。
- (3) 帰省及び特別な理由又は学内、学外公認団体行事の参加等によって外泊しなければならない場合は、帰省先・外泊先・用件・出発帰寮予定日を所定の「帰省・外泊台帳」に記入して、寮長の許可を受ける。ただし、特別な理由の場合は、寮長の許可を受ける。
- (4) 特別の理由により、門限及び点呼に遅れる場合は、前もって寮長の許可を受けなければならない（「早朝外出・夜間外出許可願」）。

(病気)

病気・傷害その他の事故があった場合は、直ちに寮長に報告すること。

(外来者の面会及び宿泊)

- (1) 来訪者に対しては、親切丁寧に対応し、寮生として品位を保つこと。
- (2) 外来者は寮備えつけの外来者名簿に住所・氏名・用件を明記しておくこと。
- (3) 外来者との面会は、寮長の承認を得て、所定の場所で行う。
- (4) 寮生以外の宿泊はできない。

## 7 居 室

部屋替えは4月と9月に行う。

## 8 入寮・退寮

(入寮手続)

- (1) 入寮希望者は、「入寮願書」を学生課長あてに提出する。
- (2) 入寮を許可された者は、保証人連署の「入寮誓書」と「身上調査書」を寮長に提出する。
- (3) 入寮の際は、別に定められた納付金を指定された期限内に、銀行振込により納入しなければならない。
- (4) 退寮した者が、「再入寮願」を出した場合はこれを認めがある。ただし、この場合は再入寮費を納めるものとする。
- (5) 最初入寮した寮より他寮に転ずることは認めない。
- (6) 学年が改まるにあたり、引き続き在寮を希望する者は、所定の期日までに「在寮継続願」を寮監に提出し許可を得るものとする。ただし、本人が本学寮生として不適当と認められる時は、許可されない場合もある。

(退寮手続)

病気その他やむを得ない理由により、学年の途中退寮を希望する者は、保証人連署の「退寮願」を寮監に提出し、学寮会議で審議し許可を得た後退寮するものとする。緊急の場合は学長決裁による。

(年度途中の入寮)

年度途中の入寮希望者は、「入寮願書」を学生課長に提出し、寮監の面談、許可を経て入寮手続きを行う。

## 9 寮 経 費

(納金)

- (1) 寮費・食費は年2回に分けて納入するものとする。第1回は4月、第2回は10月に銀行振込により納入しなければならない。  
ただし、寮費については、特別の事情がある場合に限り延納することができる(「寮費延納願」)。
- (2) 特別の事由による途中退寮者であっても、既納寮経費の返金は行わない。

## 10 寮食

在寮中は寮食をとるものとする。

(寮食ポイント制)

- (1) 寮食は、ポイント制を採用することとする。年間（10ヶ月稼働）において、2000ptsを付与する。
- (2) 朝食：3pts／食、夕食：7pts／食として付与されたポイントから差し引く。
- (3) ポイントの有効期限は、年度末の食事最終日とし、翌年度への繰り越しはできない。
- (4) 2000ptsを超えて利用する場合は、追加購入を可とする。
- (5) アメリカ分校秋学期・春学期の参加者及び薬学実務実習生（5年生：帰省先で参加する者）は、期日までに「食費減額願」の提出をすることにより、期間中の食事数（ポイント）を差し引いた食費を徴収する。

(寮食検討会の設置)

寮監・寮長・副寮長・学生部・寮生・事業部・業者の代表が集まり、寮食について検討する。

## 11 アルバイト

寮生のアルバイト許可については別途定める（15ページ）。

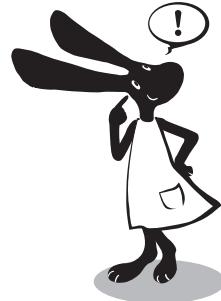
## 12 その他

- (1) 寮生は、飲酒・喫煙をしてはならない。
- (2) 本細則の運用を円滑にするために、各寮のしおりを設けるものとする。
- (3) 様々な理由により、「在寮証明書」が必要な場合は寮事務室に申し出ること。

寮生活では、下記のような書類が必要になることがあります。用紙は各寮事務室及び学生部にありますので問い合わせてください。

### 入寮にあたって

- 入寮願書
- 入寮誓書
- 寮生身上調査書



### 寮生活で

- 帰省、外泊をするとき ..... 帰省・外泊台帳
- 寮の定められた時間以外に外出をするとき ..... 早朝外出・夜間外出許可願

### その他

- 次年度も引き続いで在寮するとき ..... 在寮継続願
- 退寮するとき ..... 退寮願

# 6 防災について

## 防火対応

多数の寮生が共同生活をしている寮内では、たった一人の不注意により大火災を起こすことがあるので、火気には細心の注意を払い生活をしてください。

- 寮内の防火バケツ・消火器・避難階段・避難経路について各自確認をしておく。
- 各寮で使用許可されている電気機器類以外の持ち込みは厳禁。また、各自の電気機器類の適切な使い方、共用の電気機器類の使用上のルール（使用時間帯や場所等）を守ること。
- 防火訓練は積極的に参加協力する。

## 防災対応（大地震・津波に備えて）

キャンパス内（寮を含む）では、地震発生から90分以内に、津波に対して安全な建物（指定避難建物）の3階以上に避難することとしています。（※西宮市の想定では学寮のある地区は、最短112分後に3.7mの津波の到達が想定されています。）日頃から心構えがあれば、大地震が発生しても被害を最小限に食い止めるることができます。

- 懐中電灯や、防災備蓄品、その他貴重品等を保管している場所を確認し、持ち出す物品を決めておく。
- 避難場所・避難経路の確認をしておく。
- 防火管理・災害防止については、「消防計画」により積極的に協力する。
- 災害が起こった際は、寮長の指示に従い行動すること。ただし危険が迫っていると判断される場合は、自分自身が生きのびることを前提に行動に移すこと。

## 避難場所（指定避難建物）

本学の防災計画は、国、県、市で防災計画の変更に応じて見直されます。最新の情報を得るようになります。

淳正寮→むつみ寮屋上へ

啓成寮→貞和寮3階以上へ

貞和寮→貞和寮3階以上へ

# 年間学寮行事予定

[参考] ※行事内容や実施時期は変わることがあります

月	全寮共通行事	淳正寮	啓成寮	貞和寮
4月	入寮 新入寮生オリエンテーション	新入寮生歓迎会 防火訓練 防災訓練	新入寮生歓迎会 防火訓練	新入寮生歓迎会 防火訓練
5月			親睦会	親睦会
6月		親睦会		
7月				
8月	夏季休暇開始			
9月	夏季休暇終了			
10月			ハロウィンパーティー 防災訓練	ハロウィンパーティー 防災訓練
11月				
12月	冬季休暇開始 休寮期間（12/29～）	クリスマス会	クリスマス会	クリスマス会
1月	休寮期間（～1/3） 冬季休暇終了			
2月	特別学期授業開始	送別会	送別会	送別会
3月	特別学期授業終了 休寮期間（3/29～3/31）			
その他		大掃除・部屋替えなど		

MEMO

---



---



---



---

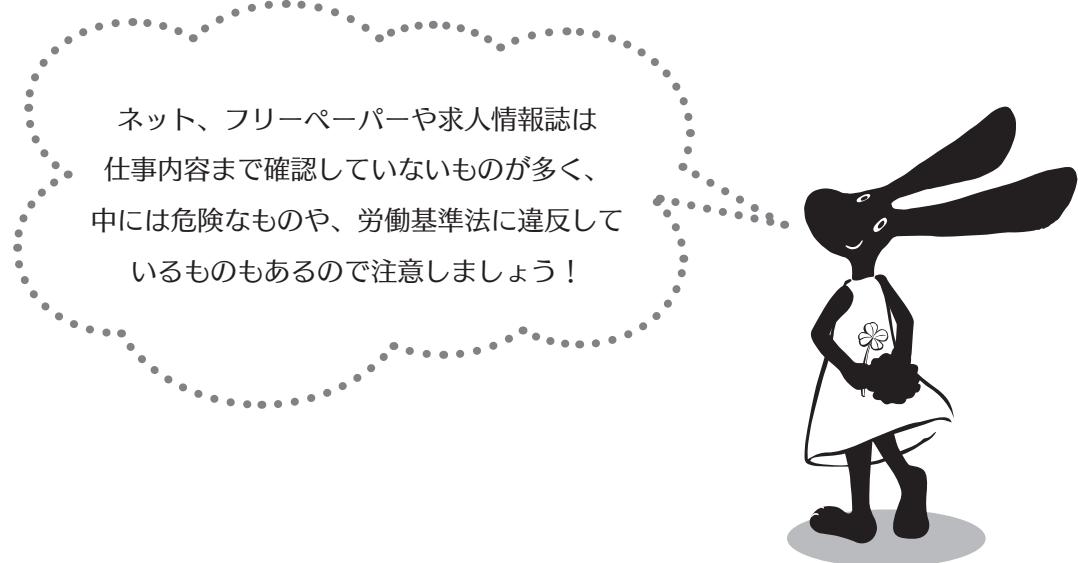
## 8 アルバイトについて

大学生活の中にアルバイトは日常化してきていますが、アルバイトだからと安易に考えたり、単なる収入源としてとらえないよう注意する必要があります。アルバイトをするのであれば、学業や学寮生活に支障がなく、また、アルバイトを通じて得た体験が将来に役立つようにしたいものです。できる限り大学紹介のものを利用しましょう。

アルバイトを希望する者はまず『Student Guide 2023-For Campus Life「学生生活のたすけに』の項目をよく読んでおいてください。

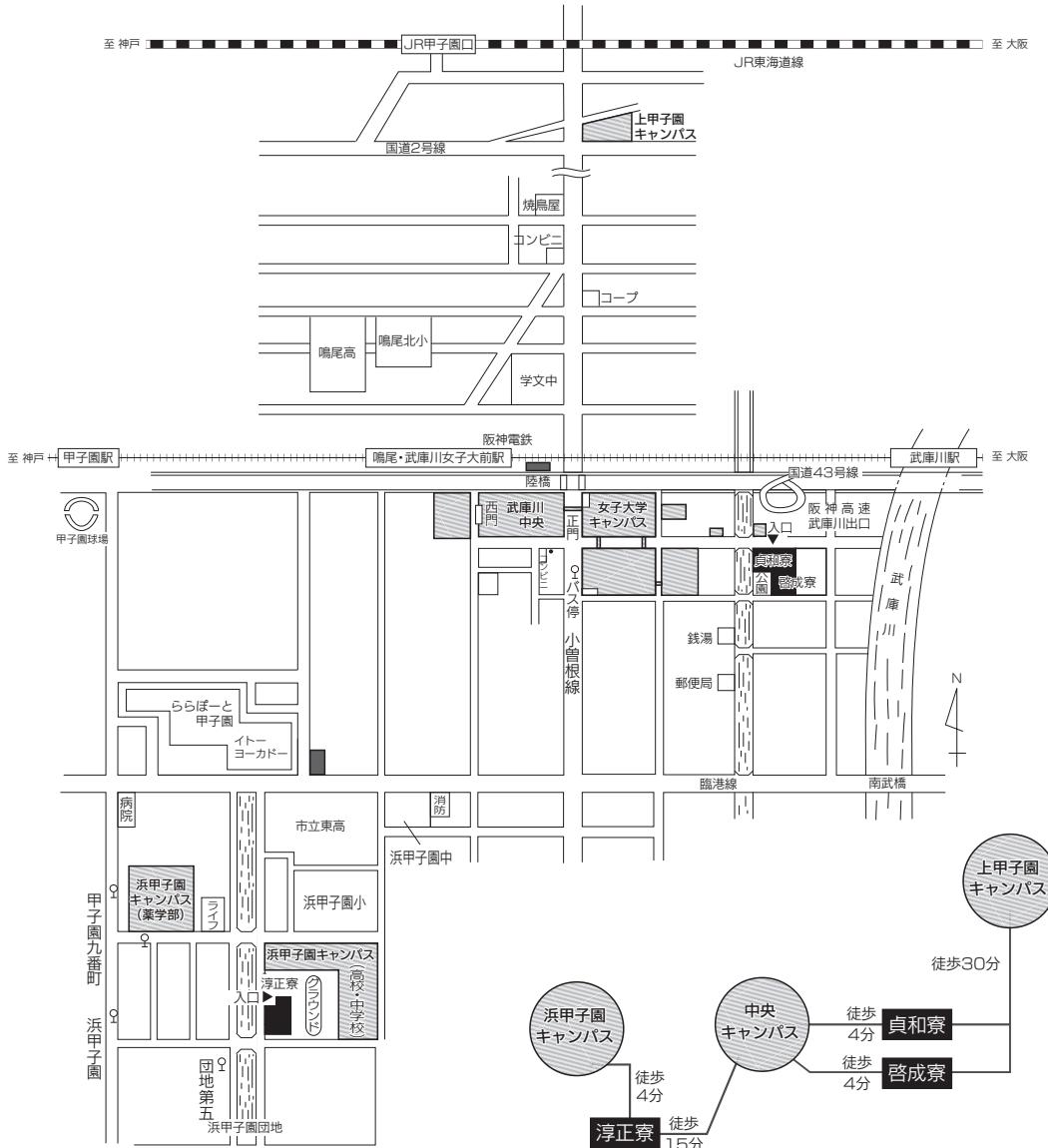
### アルバイト紹介について

スチューデント・ジョブ制度による学内アルバイトの他、求人情報は、学生部HP内のメニュー『アルバイト』で紹介しています。登録方法、情報検索については『Student Guide 2023-For Campus Life』を参照してください。



## 学寮所在地

淳 正 寮	〒663-8143 西宮市枝川町 4-16	0798-45-3205
啓 成 寮	〒663-8132 西宮市東鳴尾町 1-1-1	0798-45-3209
貞 和 寮	〒663-8132 西宮市東鳴尾町 1-1-1	0798-45-3209





**Mukogawa  
Women's University**

Mukogawa Women's University  
Junior College Division